

市・県民税 申告相談日程表 受付時間 午前9時～午後3時（市役所8階は午後4時まで）

受付日	会場	対象地域
2月18日(月)	新所沢まちづくりセンター	向陽町・青葉台・榎町
19日(火)		泉町・緑町1～4丁目・けやき台1～2丁目
20日(水)	小手指まちづくりセンター	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目
21日(木)	松井まちづくりセンター	下安松
22日(金)		上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目
24日(日)	市役所8階	指定相談日に都合がつかない方
25日(月)	柳瀬まちづくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷
26日(火)	山口まちづくりセンター	山口1～899番地
27日(水)		山口900番地以降・上山口・小手指台
28日(木)	吾妻まちづくりセンター	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地除く)
3月1日(金)	富岡まちづくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目

受付日	会場	対象地域
3月4日(月)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・小手指元町1～3丁目・北野新町1～2丁目
5日(火)		狭山ヶ丘1～2丁目
6日(水)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	若狭1～4丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目
7日(木)		和ヶ原1～3丁目・林1～3丁目・鞆谷・堀之内
8日(金)		三ヶ島1～5丁目・東狭山ヶ丘1～6丁目
11日(月)		日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目
12日(火)		上新井1～5丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地
13日(水)	市役所8階	北原町・若松町・こぶし町・北秋津
14日(木)		弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・下新井・西新井町・東新井町
15日(金)		大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目・中富南1～4丁目

【留意事項】

- ▶三ヶ島まちづくりセンターは工事のため、狭山ヶ丘コミュニティセンターで実施します。
- ▶指定相談日に都合がつかない場合は、他の会場でも受け付け可能です。
- ▶申告会場と駐車場は大変混雑します。郵送での申告にご協力ください。



3 申告の持ち物をチェック！

税の申告には、下記のものが必要です。
該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

Check

申告書（市や税務署から届いたもの）
※届いていない場合は申告会場入手可能

印鑑（スタンプ式印鑑除く）

平成30年分の収入が分かるもの
▶給与の源泉徴収票
▶年金の源泉徴収票
▶営業所得・不動産所得の収入や経費がわかる帳簿など

控除が分かるもの
▶社会保険料の領収書（国民健康保険・国民年金など）
▶生命保険・地震保険の控除証明書
▶障害者手帳
▶医療費の明細書／医療費のお知らせ／医療費の領収書
※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算
※医療費控除の特例を選択する方は、特定一般用医薬品の購入費がわかる明細書と健診や予防接種などの領収書・結果通知表などを持参
※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細書の記入が省略可能

マイナンバーが分かるもの
次の全てが必要です。
①番号確認書類
本人のマイナンバーカード、通知カードなど
※扶養親族などの確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要

②身元確認書類
本人（代理人申告の場合は代理人）の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など）
※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能

③代理権確認書類（代理人申告の場合のみ）
委任状、本人の公的身分証明書など

税理士による無料税務相談

日 2月1日(金)～15日(金)（土・日曜、祝日除く）
場 市内各税理士事務所
対 平成30年の収入が600万円以下で、▶収入が年金のみの方 ▶給与所得者で医療費控除を受けたい方 ▶年の

途中で就・退職し、年末調整していない方
申 問 関東信越税理士会所沢支部事務局 ☎2993-0822に電話（午前10時～正午、午後2時～4時）
◎原則無料ですが、別途料金が発生する場合はご案内します。

1月中に郵送します

受給者に対し、平成30年中の年金支払総額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構が郵送します。非課税である遺族・障害年金に対しては郵送しません。
問 ▶ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
▶所沢年金事務所 ☎2998-0170

1月末に郵送します

平成30年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。
①は世帯主宛てに郵送します。なお、納付方法が「特別徴収」とある項目は、本人のみ控除として申告できます。

問い合わせ
▶①の納付…収税課 ☎2998-9073
▶①の課税…国民健康保険課 ☎2998-9131
▶②…後期高齢者医療担当 ☎2998-9218
▶③…介護保険課 ☎2998-9420

障害者控除が申告可能

市が発行する認定書で障害者控除が申告できます。
対 平成30年12月31日現在、身体障害者手帳を持っていない65歳以上で、要介護1～5を受けている方など
問 高齢者支援課 ☎2998-9120

介護保険のサービス料も控除対象

介護サービス（予防サービス・総合事業サービス含む）の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合は、通常の医療費に合算できます。
高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険低所得者助成金を受け取った場合は、控除対象から差し引いてください。
問 介護保険課 ☎2998-9420